

事 務 連 絡
令和 3 年 8 月 31 日

関係団体御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定
保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。

保医発 0831 第 3 号
令和 3 年 8 月 31 日

地方厚生(支)局医療課長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)長

殿

厚生労働省保険局歯科医療管理官

「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部改正に伴う特定保険医療材料(使用歯科材料)の算定について」の一部改正について

今般、「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件」(令和 3 年厚生労働省告示第 324 号)が公布され、歯科用貴金属材料の材料価格改定が行われたところである。これに伴い「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)」(平成 20 年厚生労働省告示第 61 号)の に規定する特定保険医療材料の算定について、関連する通知を下記のとおり改正するので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

なお、本通知は令和 3 年 10 月 1 日から適用する。

記

「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部改正に伴う特定保険医療材料(使用歯科材料)の算定について」(令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 10 号)の別紙 1 を次のように改正する。

(別紙1)

材料料

M002 支台築造

(支台築造の保険医療材料料(1歯につき))

ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

1 間接法

(1) メタルコアを用いた場合

- イ 大白歯 77点
- ロ 小白歯・前歯 48点

(2) ファイバーポストを用いた場合

- イ 大白歯 27点
- ロ 小白歯・前歯 15点

2 直接法

(1) ファイバーポストを用いた場合

- イ 大白歯 27点
- ロ 小白歯・前歯 15点

(2) その他の場合

- イ 大白歯 33点
- ロ 小白歯・前歯 21点

(ファイバーポスト)

1本につき 69点

M005 装着

1 歯冠修復物(1歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料

- イ レジン系
 - a 標準型 17点
 - b 自動練和型 17点
- ロ グラスアイオノマー系
 - a 標準型 10点
 - b 自動練和型 12点

(2) 歯科用合着・接着材料 12点

(3) 歯科用合着・接着材料 4点

2 仮着(1歯につき) 4点

3 口腔内装置等の装着の場合(1歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料

- イ レジン系
 - a 標準型 17点
 - b 自動練和型 17点
- ロ グラスアイオノマー系
 - a 標準型 10点
 - b 自動練和型 12点

(2) 歯科用合着・接着材料 12点

(3) 歯科用合着・接着材料 又は歯科充填用即時硬化レジン 4点

M009 充填（1窩洞につき）

1 歯科充填用材料

(1) 複合レジン系

イ 単純なもの 11点

ロ 複雑なもの 29点

(2) グラスアイオノマー系

イ 標準型

a 単純なもの 10点

b 複雑なもの 26点

ロ 自動練和型

a 単純なもの 9点

b 複雑なもの 23点

2 歯科充填用材料

(1) 複合レジン系

イ 単純なもの 4点

ロ 複雑なもの 11点

(2) グラスアイオノマー系

イ 標準型

a 単純なもの 4点

b 複雑なもの 10点

ロ 自動練和型

a 単純なもの 4点

b 複雑なもの 10点

3 歯科充填用材料

2点

M010 金属歯冠修復（1個につき）

キーパーを装着した金属歯冠修復は2又は4の材料料、キーパーの材料料及びキーパーの装着の材料料の合計により算定する。

1 14カラット金合金

(1) インレー

複雑なもの 834点

(2) 4分の3冠

1,042点

2 金銀パラジウム合金（金12%以上）

(1) 大白歯

イ インレー

a 単純なもの 355点

b 複雑なもの 656点

ロ 5分の4冠

825点

ハ 全部金属冠

1,039点

(2) 小白歯・前歯

イ インレー

a 単純なもの 241点

b 複雑なもの 480点

ロ 4分の3冠

593点

ハ 5分の4冠

593点

ニ 全部金属冠

744点

4	銀合金	
(1)	大白歯	
	イ インレー	
	a 単純なもの	20点
	b 複雑なもの	35点
	ロ 5分の4冠	46点
	ハ 全部金属冠	56点
(2)	小白歯・前歯・乳歯	
	イ インレー	
	a 単純なもの	13点
	b 複雑なもの	26点
	ロ 4分の3冠(乳歯を除く。)	32点
	ハ 5分の4冠(乳歯を除く。)	32点
	ニ 全部金属冠	41点
5	純チタン2種	66点
6	キーパー	233点
M011	レジン前装金属冠(1歯につき)	
	1 金銀パラジウム合金(金12%以上)を用いた場合	926点
	2 銀合金を用いた場合	90点
M015	非金属歯冠修復(1歯につき)	
	1 レジンインレー	
	(1) 単純なもの	29点
	(2) 複雑なもの	40点
	2 硬質レジンジャケット冠	
	(1) 歯冠用加熱重合硬質レジン	8点
	(2) 歯冠用光重合硬質レジン	183点
M015-2	CAD/CAM冠(1歯につき)	
	1 CAD/CAM冠用材料()	228点
	2 CAD/CAM冠用材料()	254点
	3 CAD/CAM冠用材料()	442点
	4 CAD/CAM冠用材料()	576点
	注 CAD/CAM冠用材料()を小白歯に対して使用した場合は、CAD/CAM冠用材料()により算定する。	
M016	乳歯冠(1歯につき)	
	1 乳歯金属冠	30点
	2 その他の場合	
	乳歯に対してジャケット冠を装着する場合	
	〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	
	1歯につき	2点
M016-3	既製金属冠(1歯につき)	29点
M017	ポンティック(1歯につき)	
	1 鋳造ポンティック	
	(1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)	
	イ 大白歯	1,196点
	ロ 小白歯	901点

(2) 銀合金	
大白歯・小白歯	45 点
2 レジン前装金属ボンティック	
(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	
イ 前歯	719 点
ロ 小白歯	901 点
ハ 大白歯	1,196 点
(2) 銀合金を用いた場合	
イ 前歯	58 点
ロ 小白歯	58 点
ハ 大白歯	58 点
M017-2 高強度硬質レジンプリッジ（1 装置につき）	1,629 点
M018 有床義歯	
〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	
1 局部義歯（1 床につき）	
(1) 1 歯から 4 歯まで	2 点
(2) 5 歯から 8 歯まで	3 点
(3) 9 歯から 11 歯まで	5 点
(4) 12 歯から 14 歯まで	7 点
2 総義歯（1 顎につき）	10 点
M019 熱可塑性樹脂有床義歯（1 床につき）	
〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	
熱可塑性樹脂有床義歯（1 床につき）	39 点
M020 鑄造鉤（1 個につき）	
1 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤	
イ 大・小白歯	1,142 点
ロ 犬歯・小白歯	929 点
(2) 二腕鉤（レストつき）	
イ 大白歯	929 点
ロ 犬歯・小白歯	713 点
ハ 前歯（切歯）	549 点
2 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
(1) 双子鉤	
イ 大・小白歯	956 点
ロ 犬歯・小白歯	748 点
(2) 二腕鉤（レストつき）	
イ 大白歯	656 点
ロ 犬歯・小白歯	571 点
ハ 前歯（切歯）	529 点
3 鑄造用コバルトクロム合金	5 点
M021 線鉤（1 個につき）	
1 不銹鋼及び特殊鋼	9 点
2 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤	570 点

(2) 二腕鉤 (レストつき)	441 点
M021-2 コンビネーション鉤 (1 個につき)	
1 鋳造鉤又はレストに金銀パラジウム合金 (金 12% 以上)、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	265 点
(2) 犬歯・小白歯	285 点
(3) 大白歯	328 点
2 鋳造鉤又はレストに鋳造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	46 点
(2) 犬歯・小白歯	46 点
(3) 大白歯	46 点
M023 バー (1 個につき)	
1 鋳造バー	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12% 以上)	1,533 点
(2) 鋳造用コバルトクロム合金	18 点
2 屈曲バー	
不銹鋼及び特殊鋼	39 点
M029 有床義歯修理 (1 床につき)	
磁石構造体	777 点
M030 有床義歯内面適合法	
軟質材料を用いる場合 (1 顎につき)	
1 シリコン系	168 点
2 アクリル系	100 点